

**「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧**

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次に掲げる表1から表3までの区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

(表1) 表2及び表3に掲げる場合以外の場合

	障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次の①から⑥までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
(1)	① 【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
	② 【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
	③ 【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
	④ 【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
	⑤ 【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（④に該当する人を除きます。）】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後にその提出期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
	⑥ 【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証するその市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
(2)	届出の営農困難時貸付けに係る 契約書の写し その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類
(3)	届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する 農業委員会の書類 （届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する 農業委員会の書類 ）
(4)	次に掲げる①又は②の区分に応じそれぞれに掲げる書類
	① 【届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域に存する場合】 当該特例農地等について、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第7号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類
	② 【上記①の場合以外の場合】 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①の事業実施地域に存しない旨を証する市町村長の書類

(表2) 新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けにより行われた場合 (表3に掲げる場合を除きます。)

(1)	表1の(1)に掲げる書類
	次の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
①	【新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する 公告をした者の書類
(2) ②	【新たな営農困難時貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の26の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する 福島県知事の書類
③	【上記①及び②に掲げる場合以外の場合】 ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った年月日を証する 農地中間管理機構の書類 ・ 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する 農業委員会の書類

(表3) 次のいずれかに該当する場合

- ・ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により同意市町村が農用地利用集積計画を定めることができる場合
- ・ 令和5年3月31日以前に贈与又は相続等により取得した特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合

(1)	表1の(1)に掲げる書類
	次の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
①	【新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業のために行われる場合】 ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する 農地中間管理機構の書類 ・ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する 農業委員会の書類
②	【新たな営農困難時貸付けが農用地利用集積等促進計画又は農用地利用集積計画の定めるところにより行われる場合】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する 農地中間管理機構の書類 又はその営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「基盤法等改正法」といいます。)による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する 市町村長の書類
(2)	【上記①又は②に掲げる場合以外の場合】 イ 届出の営農困難時貸付けに係る 契約書の写し その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類 ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する 農業委員会の書類 (届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類) ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類 (イ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のA及びBに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のA及びBに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する 市町村長の書類 A 都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域 B 基盤法等改正法による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。) (ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次のA又はBに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類(営農困難時貸付けを行った特例農地等の所在がこれら地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。) A 上記(イ)のAの地域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付
③	

	<p>けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類</p> <p>B 上記(イ)のBの区域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた市町村長の書類</p>
--	--

(資12-111-3-A4統一) (令5.12)